



～ 就学援助制度のお知らせ ～

別府市教育委員会

別府市では、別府市に住民票があり、別府市内の市立小中学校に在学しているお子さんが経済的な理由で就学が困難な場合、予算の範囲内で就学援助を実施しています。下記の1.支給対象者に該当され、申請を希望される方は各小中学校事務室に申請用紙を用意していますのでお問い合わせください。

1. 支給対象者

認定要件 ・ 添付書類	
①	生活保護を停止又は廃止された場合 ※生活保護廃止決定通知書の写し、または受給証明書
②	市民税の非課税、又は減免を受けている場合 ※世帯16歳以上の方全員の所得・税額証明書
③	国民年金保険料の全額、4分の3又は半額免除を受けている場合 ※世帯20歳以上の方全員の免除のハガキの写し
④	国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている場合 ※世帯主に発行された国民健康保険税減免決定通知書の写し
⑤	児童扶養手当の支給を受けている場合 ※児童扶養手当証書の写し
⑥	日雇い労働者で職業安定所に登録している場合 ※雇用保険被保険者手帳の写し
⑦	その他経済的に困窮している場合（所得により認定されない場合があります） ※世帯16歳以上の方全員の所得・税額証明書

2. 申請の方法

- ① 就学援助申請書
- ② 「1. 支給対象者」の
当てはまる要件に応じた添付書類
- ③ 申請書に記入した口座の通帳のコピー

①～③を揃えて提出

毎月20日まで

学校
事務室

* 20日までに申請された場合は当該月分として受け付けます。(20日を過ぎた場合は翌月扱い)

ご不明な点は、別府市教育部 学校教育課 学務係 TEL 21-1574 (直通)
または、学校事務室までお問合せ下さい。